

市有財産一時貸付契約書（案）

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 1 件名 | 市有財産（川崎市立井田病院床頭台等設置運営場所）一時貸付け |
| 2 貸付物件 | 川崎市立井田病院床頭台等設置運営事業仕様書のとおり |
| 3 貸付料 | 川崎市立井田病院床頭台等設置運営事業仕様書のとおり |
| 4 貸付期間 | 令和8年11月1日から令和13年10月31日まで |
| 5 契約保証金 | なし |
| 6 個別条件 | 川崎市立井田病院床頭台等設置運営事業仕様書のとおり |

上記の貸付物件について、川崎市を貸付人、を借受人とし、仕様書に基づき、
貸付人と借受人との間において、「川崎市立井田病院床頭台等設置運営事業 一時貸付契約約款」により一時貸付契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

なお、本件契約は、借地借家法（平成3年法律第90号）の適用はないものとする。

本件契約の締結を証するため、本契約書2通を作成し、貸付人と借受人とがそれぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

令和8年 月 日

貸付人 川崎市

病院事業管理者 伊藤 大輔

借受人 住所

氏名又は名称